

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条第一項に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条第一項に基づく変更の届出の内容の公示

独立行政法人製品評価技術基盤機構における、日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条第一項に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条第一項に基づく変更の届出の内容について、次のとおり公示します。

平成25年1月16日
特許庁長官 深野 弘行

独立行政法人製品評価技術基盤機構における、寄託等の業務を行おうとする事業場の名称及び所在地等、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）（以下「国際実施要綱」という。）第二十一条及び特許微生物寄託等事業実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十一号）（以下「国内実施要綱」という。）第十九条により定めようとする微生物の種類並びに国際実施要綱第二十四条及び国内実施要綱第二十二条により定めようとする手数料の額を下記のとおり変更する。

記

1. 寄託等の業務を行おうとする事業場の名称及び所在地等

事業場 1

名称 独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物
寄託センター (NPMD)
所在地 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 122号室
電話番号 0438-20-5580
Fax 0438-20-5581
E-mail npmd@nite.go.jp
Internet http://www.nbrc.nite.go.jp/npmd/

及び

事業場 2

名称 独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許生物
寄託センター (IPOD, NITE)
所在地 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 120号室
電話番号 0438-20-5910
Fax 0438-20-5911
E-mail ipod@nite.go.jp
Internet http://www.nbrc.nite.go.jp/pod/

2. 国際実施要綱第二十一条及び国内実施要綱第十九条により定めようとする微生物の種類

微生物の種類 1 (事業場 1 に適用)

国際実施要綱第二十一条により定めようとする微生物の種類及び国内実施要綱第十九条により定めようとする微生物の種類に変更はない。

微生物の種類 2 (事業場 2 に適用)

原生動物、植物細胞、種子及び藻類。ただし、次のものを除く：

- N I T E バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル (BSL) が3又は4の微生物

- 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令 (平成16年文部科学省・環境省令第1号)」第4条に規定する拡散防止措置のうち、

P3又はP3Pの取扱いを必要とする遺伝子組換え生物

- それぞれの組成の説明及びそれらの存在を確認する少なくとも一の方法の説明が寄託申請書に記載されていない混合微生物

独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許生物寄託センターは、技術的あるいは法的に管理することが困難な寄託物の受託を拒否する権利を有する。

3. 国際実施要綱第二十四条及び国内実施要綱第二十二条により定めようとする手数料の額

国際実施要綱第二十四条により定めようとする手数料の額

事業場1及び事業所2

1	保管手数料	
	ア 原寄託(30年間)	183,750円
	イ 再寄託	34,650円
	ウ 継続寄託(1年間) (*1)	9,450円
2	科学的性質及び分類学上の位置の表示等の届出に関する証明書の交付手数料	3,000円
3	生存に関する証明書の交付手数料	
	ア 生存試験を伴う証明	30,450円
	イ 最新の生存情報による証明	3,000円
4	試料の分譲手数料	
	ア 国内へ送付の場合	43,050円
	イ 国外へ送付の場合(*2)	43,050円
5	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書に係る手数料	3,000円
6	諸証明書等の交付手数料	3,000円

*1 継続に係る保管手数料は、次式により算出。

5,250円(寄託事務手続)+4,200円(保管手数料)×(保管年数)

*2 別途実費換算した送料を請求する。

注1: 国際実施要綱第五条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定する。

注2： その他想定を大幅に越える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定する。

国内実施要綱第二十二条により定めようとする手数料の額

事業場1及び事業所2

1	保管手数料	
	ア 新規寄託(1年間)	39,900円
	イ 再寄託	34,650円
	ウ 継続寄託(1年間) (*1)	10,500円
2	科学的性質及び分類学上の位置の表示等の届出 に関する証明書の交付手数料	3,000円
3	生存に関する証明書の交付手数料	
	ア 生存試験を伴う証明	30,450円
	イ 最新の生存情報による証明	3,000円
4	試料の分譲手数料	
	ア 国内へ送付の場合	43,050円
	イ 国外へ送付の場合(*2)	43,050円
5	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書 に係る手数料	3,000円
6	諸証明書等の交付手数料	3,000円

*1 継続に係る保管手数料は、次式により算出。

$$5,250円(寄託事務手続) + 5,250円(保管手数料) \times (保管年数)$$

*2 別途実費換算した送料を請求する。

注1： 国内実施要綱第四条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定する。

注2： その他想定を大幅に越える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定する。

4. 変更の日

平成25年4月1日